

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4 第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月17日
【会社名】	株式会社コロプラ
【英訳名】	C O L O P L , I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上席執行役員 CEO 宮本 貴志
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 上席執行役員 CFO 原井 義昭
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 上席執行役員 CEO 宮本 貴志及び取締役 上席執行役員 CFO 原井 義昭は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、上記以外の連結子会社については、金額的及び質的影響並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当グループは、エンターテインメント事業及び投資育成事業の二つの事業を展開していることから、事業拠点の重要性を判断する指標として、事業規模を反映する売上高及び会社規模を反映する総資産額が適切であると判断いたしました。業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制が有効であることを踏まえ、各事業拠点の売上高及び総資産額（連結会社間取引消去後）を指標に、おおむね3分の2程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」として選定しております。選定した重要な事業拠点においては、全社的な内部統制の整備及び運用状況の評価結果を踏まえ、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮したうえで、エンターテインメント事業の事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金、プラットフォーム使用料、広告宣伝費及び業務委託費並びに投資育成事業の事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高及び営業投資有価証券に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めて、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、株式会社コロプラネクストにおける営業投資有価証券の評価プロセス等を、財務報告への影響を勘案して個別に評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。